令和2年度

第1回本巢市地域公共交通活性化協議会

議 案

会長、副会長及び監事の選任について

会	長	:	 委員
副会	長	:	 委員
監	事	:	委員

【参考】

本巣市地域公共交通活性化協議会規約より

(役員)

- 第6条 協議会に、次の役員を置く。
 - (1)会長 1人
 - (2)副会長 1人
 - (3) 監事 1人
- 2 会長、副会長及び監事は、委員の中から選任する。
- 3 会長は会務を総理し、協議会を代表する。
- 4 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。
- 5 監事は会計を監査し、結果を会長に報告しなければならない。
- 6 会長、副会長及び監事は、相互に兼ねることはできない。

規約の一部改正について

【現行】

(目的)

第1条 本巣市の総合的な交通施策を推進するため、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律(平成19年法律第59号。以下「法」という。)第6条第1項の規定に基づき、地域公共交通総合連携計画(以下「連携計画」という。)の作成に関する協議及び連携計画の実施に係る連絡調整並びに道路運送法(昭和26年法律第183号)及び道路運送法施行規則(昭和26年運輸省令第75号)の規定に基づき、市民生活に必要なバス等の旅客運送の確保を図り、実情に即した輸送サービスの実現に必要となる事項を協議する。

(事業)

- 第4条 協議会は、第1条の目的を達成するため、次の事業を行う。
 - (1) 連携計画の策定及び変更の協議に関すること。
 - (2) 連携計画の実施に係る連絡調整に関すること。
 - (3) 連携計画に位置づけられた事業の実施に関すること。

【改正案】

(目的)

第1条 本巣市の総合的な交通施策を推進するため、

地域公共交通計画(以下「交通計画」という。)

の作成に関する協議及び<u>交通計画</u>の実施に係る連絡調整並びに道路運送法(昭和26年法律第183号)及び道路運送法施行規則(昭和26年運輸省令第75号)の規定に基づき、市民生活に必要なバス等の旅客運送の確保を図り、実情に即した輸送サービスの実現に必要となる事項を協議する。

(事業)

- 第4条 協議会は、第1条の目的を達成するため、次の事業を行う。
 - (1) 交通計画の策定及び変更の協議に関すること。
 - (2) 交通計画の実施に係る連絡調整に関すること。
 - (3) 交通計画に位置づけられた事業の実施に関すること。

令和元年度事業報告

月	事 業 内 容
4	
5	
6	<6/10 (月) > 第1回協議会 ・副会長の選任について ・平成30年度事業報告・決算報告について ・令和元年度事業計画・予算(案)について ・市営バス(根尾地域)のバス停及びダイヤの改正について ・市営バス(本巣北部線)のダイヤの改正について ・その他
7	<6/28 (金) ~7/29 (月) > 市営バス (根尾能郷線、本巣北部線) のルート・ダイヤの変更についてパブリックコメントの実施
8	<8/28 (水) > 市営バスの新時刻表の配布
9	
10	<10/1 (火) > 市営バスの新ルート・ダイヤでの運行開始
12	
11	
1	<2/6 (木) > 第1回幹事会 ・市営バスのルート改正後の利用状況について ・岐阜バス大野穂積線快速便の運行状況について ・市営バス利用者調査アンケート調査について ・市営バス (根尾地域) のバス停の改正について ・公共交通計画の策定について
2	 2/20(木) > 第2回協議会 ・市営バスのルート改正後の利用状況について ・岐阜バス大野穂積線快速便の運行状況について ・市営バス利用者調査アンケート調査について ・市営バス(根尾地域)のバス停の改正について ・公共交通計画の策定について <2/21(金)~3/23(月)> 公共交通計画についてパブリックコメントの実施
1 3	〈3/2(月),4(水),6(金),9(月),11(水),13(金)〉 本巣北部線利用者アンケート調査 〈3/3(火),5日(木),7(土),10(火),12日(木),14(土)〉 本巣・糸貫線、真桑線、弾正線利用者アンケート調査

本巢市地域公共交通活性化協議会

令和元年度決算書

<歳入の部> (単位:円)

	-							
款	項		予算額	予備費支出及 び流用増減	現 行 予算額	決算額	比較	備考
補助金	補助金	補助金	0	0	0	0	0	
負担金	負担金	負担金	37,000	0	37,000	37,000	0	本巣市負担金
	計		37,000	0		37,000	0	

<歳出の部> (単位:円)

<u> </u>										
款	項	目	予算額	予備費支出及 び流用増減	現 行 予算額	決算額	比較	備考		
運営費	会議費	会議費	31,000		31,000	27,655		報償費等 24,000円 3,000円×4回×1人 3,000円×2回×1人 3,000円×1回×2人 他お茶代 3,655円		
	事務費	事務費	6,000		6,000	4,794		切手代 2,154円 振込手数料 2,640円		
	事業費	事業費	0		0		0			
	計		37,000	0	37,000	32,449	△ 4,551			

既市負担金納入済額 37,000 円 市負担金確定額 32,449 円

32,449 円 4,551 円を本巣市会計へ返還

会計監查報告書

本巣市地域公共交通活性化協議会における令和元年度に係る歳入歳出の予算執 行状況及び関係書類等の適否について監査の結果、いずれも正確に処理されている ことを認めます。

令和2年3月26日

本巢市地域公共交通活性化協議会

監事 樽見鉄道株式会社 道合 智 印

※署名及び印影の複製防止のため、原本は事務局で保管しております。

令和2年度事業計画(案)

月	事業内容
4	
5	
6	第1回協議会(書面決議) ・会長、副会長及び監事の選任について ・規約の一部改正について ・令和元年度事業報告・決算について ・令和2年度事業計画・予算(案)について ・岐阜バス大野穂積線快速便の運行状況について ・公共交通計画の策定について
7	第1回幹事会 ・根尾地域市営バス(松田・奥谷線)の再編及びデマンド型タクシーの運行について
8	第2回協議会 ・根尾地域市営バス(松田・奥谷線)の再編及びデマンド型タクシーの運行について
9	・根尾地域市営バス(松田・奥谷線)の再編及びデマンド型タクシーの運行に係るパブリ ックコメントの実施
10	・根尾地域市営バス(松田・奥谷線)の再編及びデマンド型タクシーの運行に係る周知
11	<11/1(日)> ・根尾地域市営バス(松田・奥谷線)の再編及びデマンド型タクシーの運行開始
12	
1	<1/ >第2回幹事会
2	<1/> >第3回協議会
3	

本巢市地域公共交通活性化協議会

令和2年度予算(案)

<収入の部> (単位:千円)

**************************************	1* *					\ 1 1	<u></u>
款	項	目	令和元度 予算額	30年度予算額	増減額	摘	要
₹ 4π Λ	₹	± 4π Λ		0.7	0		
負担金	負担金	負担金	3 7	3 7	Ü		
						本巣市負担金	
	計		3 7	3 7	0		

<支出の部> (単位:千円)

<u> </u>	~日~h~ (十座・111)										
款	項	目	令和元年度	30年度予算額	増減額	摘 要					
			予算額								
運営費	会議費	会議費	3 1	3 1	0						
						報償費 24千円					
						委員3名及び幹事1名に対する					
						者 (ただし、行政関係機関の者					
						及び事業者を除く)					
						飲物代 7千円					
						協議会・幹事会開催に係るもの					
	事務費	事務費	6	6	0						
						通信運搬費					
						消耗品費、役務費など					
	事業費	事業費	0	0	0						
	計	•	3 7	3 7	0						

[※] 支出予算の款項目間の流用は、協議会財務規程第5条に基づき会長において行うことができる。

本巣市地域公共交通計画(案)について

1 パブリックコメントについて

令和2年2月21日(金)から令和2年3月23日(月)にパブリックコメントを実施しましたが、意見はありませんでした。

2 計画案の一部変更について

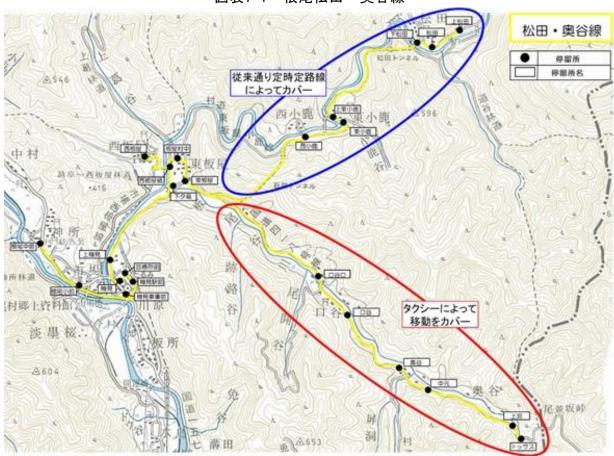
第7章(1)市営バスに関する事業3)タクシーの活用において、根 尾松田・奥谷線の内、奥谷方面については、本巣市交通確保事業による タクシーの運行に切り替えることとしていましたが、当該事業について は、公共交通網が存在しない地域の住民を対象とした福祉政策上の事業 であるため、当該事業によるタクシーの運行ではなく、公共交通として 位置づけるデマンド型乗合タクシーの運行に変更するものです。

また、デマンド型乗合タクシーの運行を令和2年度中に開始する予定 とし、併せて(7)実施スケジュール・実施体制の表中の「タクシーの 活用」についてのスケジュールを変更するものです。(別紙変更案参照)。

第5号議案 新 (下線部分が変更箇所)

3) タクシーの活用

- ①根尾松田・奥谷線の一部タクシーによるカバー
 - ・根尾地域市営バスのうち、根尾松田・奥谷線は2つの谷筋を運行していることから、乗車時間が長く、利用者にとっても負担となっています。
 - ・より効率的な運行のため、バス車両による運行を松田方面のみとし、奥谷 方面は<u>デマンド型乗合タクシー(注)</u>の運行に切り替える事を検討してい ます。
 - <u>注)予約があった時のみ運行する方式で、自宅や指定場所から目的地まで乗り合わせで運行するタクシー。</u>



図表7-1 根尾松田・奥谷線

第5号議案 旧

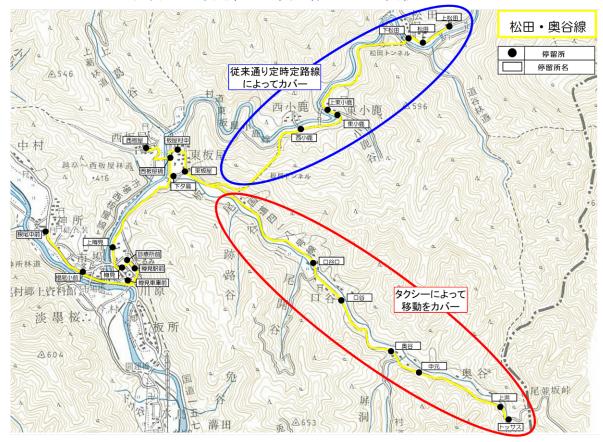
3) タクシーの活用

- ①根尾松田・奥谷線の一部タクシーによるカバー
 - ・根尾地域市営バスのうち、根尾松田・奥谷線は2つの谷筋を運行していることから、乗車時間が長く、利用者にとっても負担となっています。
 - ・より効率的な運行のため、バス車両による運行を松田方面のみとし、奥谷 方面は本巣市交通確保事業によるタクシー運行に切り替える事を検討して います。

※本巣市交通確保事業

市営バスを運行していない地区の住民のため、1週間に2回を限度として当該各地区と根尾樽見間においてタクシーを運行します。利用料金は無料です。

· 対象地域(令和2年2月7日現在) 根尾越波、根尾大河原、根尾黒津、根尾上大須、根尾下大須



図表7-6 根尾松田・奥谷線における実験イメージ

(7) 実施スケジュール・実施体制

新

		事業	2020	2021	2022	2023	2024	2025	実施主体
市	営バスに関	<u> </u>	2020	2021	2022	2023	2024	2025	夫 加 土 14
113		 							
	様々な媒	車両自体を広報媒体としたPR			常時	実施			市
	体を活用した市営	主要施設におけるデジタルサ	場所の選	译字•协	善	報の更	」 .新•維持	上 生 学 理	市・施設管理者 ・交通事業者
	バスのPR		物川以	5年 励	技 17	TK 47 X	1401 TEL	164	
		SNSによるPR			常時	実施	<u> </u>		市
	カバーエリアの	フリー降車区間の拡大	対象区[検結果を	と 踏まえ ひ 是非を		市
	拡大	停留所の増設		=	F全 ⁄4 心	再に広	・ナジは	•	市
	タクシーの	の活用	運行開始	 	継	続実施			市・交通事業者
心	始バフルリ	B ナ 7 亩 ツ							
	大野穂積約	線のダイヤの見直し		∦状況を			•		市・周辺市町・ 交通事業者
	大野穂積約	線の新規系統の導入	利用	■ ■ ■ 目状況を	見なが	。 ら周辺ī	も	議	市・周辺市町・ 交通事業者
	快速便の†	劦 議	利用		見なが	。 ら周辺ī	ち町と協	議	市・周辺市町・ 交通事業者
	利用啓発	近隣市町との広域連携			常時	実施			市
楢	見鉄道に関								
147	運営支援(継続	実施			市
	年間パスを	ポートの導入	新規導力		糸	迷続実が	1 <u>5</u>		交通事業者
	樽鉄シル	バー会員の登録促進			常時	実施			市・交通事業者
	イベント	列車の充実			継続	実施			交通事業者
	地域協働(こよる無人駅の管理			継続	実施			交通事業者
地	域公共交通	通ネットワークに関する事業							
	乗継情報等	等の提供の周知			常時	実施			市
	既存駐車均	場の有効活用	•••		関係者	との協調	養	•	市・施設管理者
	モレラ岐島	章のバス停留所の移設			関係者	との協調	i i i i i i i i i i i i i i i i i i i	•	市・施設管理者
	デマンド	交通の検討		;	欠期計画	画で検討	 		市

-66-

(7) 実施スケジュール・実施体制

旧

		2020	2021	2022	2023	2024	2025	実施主体
市営バスに関		2020	2021	2022	2020	2027	2020	人
様々な媒	車両自体を広報媒体としたPR			常時	実施			市
体を活用した市営		場所の選	選定•協	議に	報の更	新•維持	持管理	市・施設管理者 ・交通事業者
バスのPR	SNSによるPR			常時	実施			市
カバーエリアの	フリー降車区間の拡大	対象区[・実証実			ı 倹結果を	E踏まえ D是非を		市
拡大	停留所の増設		• • •	F会化 2	要!= (=		•	市
タクシーの	の活用	実証実験	美	験結果	を踏ま	_		市・交通事業者
	対9の尹未	_						ı
大野穂積線	線のダイヤの見直し					┃■■■ ち町と協		市・周辺市町・ 交通事業者
大野穂積線	線の新規系統の導入	利月	■■■	·見なが	ら周辺で	市町と協	議	市・周辺市町・ 交通事業者
快速便の1	協議	■ ■ ■	■ ■ ■	·見なが	。 ら周辺ī	↑■■	議	市・周辺市町・ 交通事業者
利用啓発	近隣市町との広域連携			常時	実施			市
樽見鉄道に関	関する事業							
運営支援の	の継続			継続	実施			市
年間パスを	ポートの導入	新規導力		糸	 迷続実が	I I 哲		交通事業者
	バー会員の登録促進			常時	実施			市・交通事業者
イベント	列車の充実			継続	実施			交通事業者
地域協働(こよる無人駅の管理			継続	実施			交通事業者
地域公共交通	通ネットワークに関する事業							
乗継情報	等の提供の周知			常時	実施			市
既存駐車	場の有効活用	• • •		関係者	との協詞	Ĭ ■ ■ ■ 義	•	市・施設管理者
モレラ岐」	阜のバス停留所の移設	•••		関係者	との協詞	Ĭ ■ ■ ■ 義	•	市・施設管理者
デマンド	交通の検討			欠期計画	 画で検診 	— <u>—</u> 		市

-66-